

山形県ハイウェイ事業協同組合の 『高速道路通行料金の後納割引制度』

～企業の経費節減・事務効率アップの一助に～

山形県ハイウェイ事業協同組合では、NEXCOやJCBとの契約により、道路会社のETC割引のほか、制度独自の割引を実施し、企業の経費節減・事務効率の向上に貢献しています。

◎ ETCコーポレートカード

※ 特定のお車専用



- 高速道路等の大口・多頻度割引制度
… 特定のお車の通行料金が**月額3万円を超える**利用の場合
- 休日割・深夜割・平日朝夕時間帯割といった時間帯割引のほか、**車両単位割引**と**契約単位割引**の2種類を組み合わせる割引
- 割引実績（平成30年度）
休日・深夜・平日朝夕の時間帯当割引を除いたコーポレート割引額は、**約1億5,000万円（コーポレート割引率約38%）**

◎ ETCスルーカードN

※ 1枚で複数台対応できます。



- 高速道路等の大口・多頻度割引制度
 - … 会社の高速道路料金の利用月額が3万円以下（2年間で1万円から5万円）の場合
- 休日割・深夜割・平日朝夕といった時間帯割引のほか、ETCマイレージのポイント付与の代わりに、通行料金から割引
- 割引実績（平成30年度）
 - 休日・深夜・平日朝夕の時間帯等割引を除いたスルー割引額は
1,044万円（スルー割引率7.3%）

◎ 高速道路利用料金の共同精算事業を利用するためには、**組合に加入**することが必要です。

加入するためには、**加入申込書及びETCコーポレートカード利用申込書又はETCスルーカード利用申込書**などを提出し、理事会の加入承認後、以下の費用を御負担いただくことが必要になります。

- 出資金（1口以上） 20,000円
 - 賦課金（年会費） 2,000円
 - 加入手数料 3,000円
 - 保証預託金 年間の高速道路の利用見込額のうち、最高月額の2倍に相当する金額
- （出資金と保証預託金は、退会時返還されます。）**

【組合加入資格】

業種	製造業・建設業・運輸業・その他の事業	卸売業	小売業	サービス業
資本金	3億円以下	1億円以下	5千万円以下	5千万円以下
従業員	300人以下	100人以下	50人以下	100人以下

- ◎ 県内で自動車を使用する事業者であること。
- ◎ 組合の地区内に事業所を有すること。

◎ 後納割引制度などの詳細については、下記にお問い合わせください。

山形県ハイウェイ事業協同組合



☎ : 023-686-2320
 FAX : 023-686-3952
 URL : <http://www.highway-yamagata.com/>